



玄米の「被害粒」などについて

水稻には、うるち、もち、醸造用の3種類があります。うるち玄米は、ご飯として食べられている米で、もち玄米は、もちやおこわに使用され、醸造用玄米は、お酒の原料となる米です。

学校給食に提供される米飯はうるち玄米で、とう精工場で色彩選別機、金属探知機等をとおして白米にされますが、ごくまれに、とう精された白米に被害粒等が混入することもあります。

加えて、農産物は育成環境等により生育状況が変化し、その形や色に影響を与えてしまいます。

今号では、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)において定められている品位に規定する「被害粒」等の用語の取扱いについて紹介します。

玄米については、精米歩合等に影響を与えるものについて、下記表の「被害粒」「死米」「着色」「未熟粒」に区分しています。なお精米については、一部(砕粒等)異なる定義が設けられています。

用 語		主 な 定 義	写真等	
被害粒	発芽粒	発根又は発芽している粒。		
	病害粒	菌、ウイルス等により損傷を受けた粒。		
	芽くされ粒	胚又は胚乳部が腐敗した粒。		
	虫害粒	虫により食害されたもの。		
	胴割粒	粒平面に横1条の亀裂がすっきり通っている。		
	奇形粒	胴切れ粒	胚乳部に切れ込みがあり、切れ込みが粒幅1/4以上。	
		ねじれ粒	粒に厚みがなくねじれているもの。	
		その他奇形粒	無胚芽粒、玄米が2粒以上で結合(双子粒)など。	
	茶米	粒表面が茶褐色を呈する粒。		
	砕粒	砕けた粒。		
	斑点粒	通常のとう精で着色が除かれないもののうち着色の大きさが直径1mm未満。		
	胚芽欠損粒	胚が欠損した粒。		
	はく皮粒	はく皮の程度が粒の1/3以上2/3未満もの。		
死米	青死米	粉状質の粒で光沢がないもののうち緑色のもの。		
	白死米	粉状質の粒で光沢のないもののうち白色のもの。		
着色粒	全面着色粒	着色が粒表面にあるもの。		
	部分着色粒	着色が粒の一部にあり、着色の大きさが直径1mm以上。		
	赤米	粒表面の一部に赤条等が残り、その長さの合計が粒の長さの2倍以上。		
未熟粒	乳白粒	胚乳部の横断面に白色不透明な部分がリング状のもの。		
	心白粒	胚乳部の横断面に白色不透明な部分が平板状、紡錘状のもの。		
	青未熟粒	表面に葉緑素が残り緑色。		
	基部未熟粒	基部の白色不透明な部分が粒長の1/5以上。		
	腹白未熟粒	腹部の白色不透明な部分が粒長の2/3以上、かつ粒幅の1/3以上。		
	背白粒	背部の白色不透明な部分が粒長の2/3以上、かつ粒幅の1/3以上。		
	その他未熟粒	上記乳白粒～背白粒以外の未熟粒。		
粉状質粒	粒質が粉状又は半粉状の粒。			